

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

わが国においては、高度経済成長により国民一人ひとりが豊かになるにつれ、個人の価値観や生活スタイルは多様化し、その結果、少子化や核家族化が進行しました。これらの変化は、地域での人と人とのつながりを希薄化させ、地域の福祉力が弱まる要因の一つとなっています。また、長らく続いている少子化により、人口構造は大きく変化し、現在では「超高齢社会」となっています。更に核家族化の進行は、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等を増加させ、「支え手不在」の高齢者をどう支えていくかが大きな課題となっています。

国は、支え手不在の高齢者を社会全体で支えるための仕組みとして、平成12年に介護保険制度を創設し、本年で21年目を迎えています。しかし、今後、高齢化が一段と進展していく中で、社会保障費の増大という問題だけでなく、医療機関、高齢者福祉施設等の受入れにも限界があることから、従来の施設に依存した介護保険サービスから、在宅サービスを中心とした効率的な介護保険サービスへとシフトしていく必要が出てきました。そのため、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実が求められています。

更に、国は地域包括ケアシステムの概念を発展させ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そのため、本市の高齢者施策においても、高齢者が支えられつつも、一方で自らも積極的な社会参加が可能であり、他者の支え手にもなることができる地域づくりを念頭に置く必要があります。

本市の状況ですが、令和2年1月1日現在の高齢化率は30.7%となっており、国の28.5%、県の26.2%と比べても高齢化の進行が顕著となっています。更に、令和22年(2040年)には、本市の高齢化率は42.3%に、15歳から64歳までの人口の割合は49.0%になることが予測されており、高齢者1人をほぼ現役世代が1人で支えることとなる「肩車型」の状況となることから、高齢者の医療や介護を支える社会保障費などの増大は、まさに現役世代の「肩」に重くのしかかることとなります。この状況は危機的といっても過言ではなく、この危機的な状況を乗り越えていくためには、行政、市民、事業者等が危機感を共有したうえで、高齢者が自ら介護予防に努めるとともに、行政と事業者が連携し安定的なサービス提供体制の確保に努めなければなりません。

平成30年3月に「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、それまでの計画を見直し、当時の状況等を反映させることで、より効果的かつ効率的に高齢者福祉を推進させるべく取り組んでまいりましたが、従来の計画が令和3年3月で終了することから、この度、新たに「第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定したものです。今回の計画は、2025年及び2040年を見据え、中長期的な高齢者人口の推移や財政への影響等を勘案したサービス・人的基盤の整備、地域共生社会の実現等を始めとした国の基本指針等を踏まえ策定を行いました。

2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）かつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画です。両者はともに高齢者を対象とした福祉の増進を目的としており、それぞれの法律により2計画は一体的に策定されるよう求めていることから、本市においても一体的に策定致しました。

また、前回計画である「第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、これまでの取り組みを評価・検証し、更に国の指針等を反映しつつ策定しました。

更に、事業の目標等を設定することにより、積極的な推進を図ります。

老人福祉法 第二十条の八（抄）

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

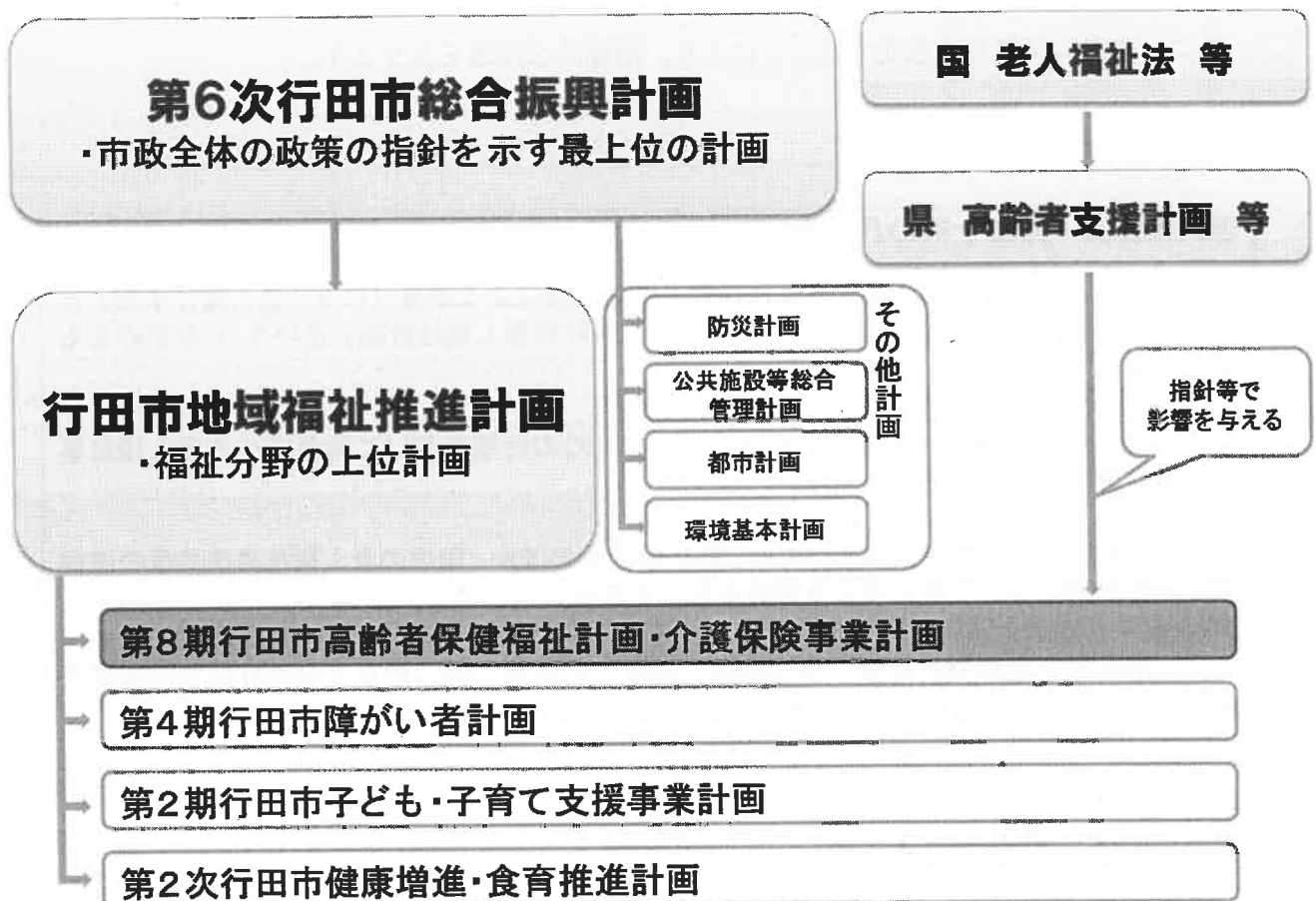
介護保険法 第百十七条（抄）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、本市の中でも「高齢者福祉」に特化した「個別計画」です。福祉全体を対象とする「地域福祉推進計画」や、他の福祉分野に特化した計画等とも連携を図っていく必要があります。また、国の基本指針や大綱、県の策定する計画等とも連携を図っていく必要があります。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として、令和2年度中に策定したものです。サービス内容や、給付、保険料の水準等も見据えた上で中長期的な視野に立った施策の展開を図っていきます。

計画名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合振興計画	第5次			第6次					
地域福祉推進計画	第2期		第3期				第4期		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期		
障がい者計画	第4期					第5期			
子ども・子育て支援 事業計画	第1期		第2期				第3期		
健康増進・ 食育推進計画	第2次				第3次				

5 策定体制

(1) 計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表からなる「行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において協議・検討を行いました。

(2) 市民意見の反映

要介護・要支援者や一般高齢者などに対する実態調査や、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、より多くの市民の意見を反映できるよう努めています。

第2節 高齢者の現状と将来推計

1 人口構造等の現状及び推計

(1) 高齢者人口の現状

本市の令和2年4月1日現在の総人口は80,506人で、65歳以上の人口は25,035人、高齢化率は31.1%となっています。

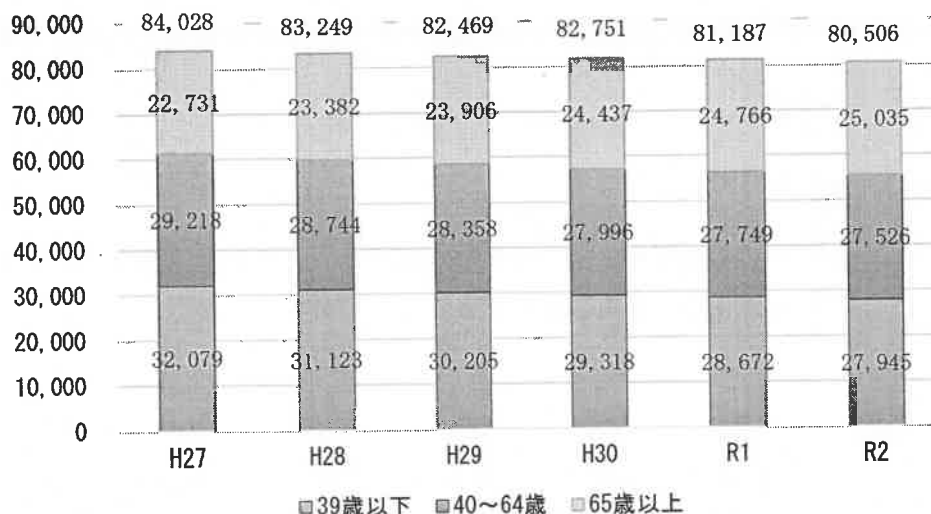
■人口の推移（各年4月1日現在）

(人)

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
総人口	84,028	83,249	82,469	81,751	81,187	80,506
65歳以上の人口 高齢化率(%)	22,731 (27.1%)	23,382 (28.1%)	23,906 (29.0%)	24,437 (29.9%)	24,766 (30.5%)	25,035 (31.1%)
前期高齢者 構成比(%)	12,827 (15.3%)	13,167 (15.8%)	13,210 (16.0%)	13,392 (16.4%)	13,226 (16.3%)	13,248 (16.4%)
65～69歳	7,238	7,802	7,696	7,385	6,915	6,424
70～74歳	5,589	5,365	5,514	6,007	6,311	6,816
後期高齢者 構成比(%)	9,904 (11.8%)	10,215 (12.3%)	10,696 (13.0%)	11,045 (13.5%)	11,540 (14.2%)	11,795 (14.7%)
75～79歳	4,023	4,124	4,445	4,567	4,968	5,035
80～84歳	2,936	3,030	3,102	3,219	3,238	3,324
85歳以上	2,945	3,061	3,149	3,259	3,334	3,436
40～64歳 構成比(%)	29,218 (34.8%)	28,744 (34.5%)	28,358 (34.4%)	27,996 (34.2%)	27,749 (34.2%)	27,526 (34.2%)

※資料：市民課住民基本台帳

■行田市の人口



(2) 高齢者人口の推計

本市では総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和3年には25,130人、令和5年には25,309人まで増加すると推計されています。

このうち、前期高齢者は今後も減少が見込まれる一方で、令和5年には後期高齢者の割合が17.1%まで増加する見込みです。

高齢化率では、令和3年の31.7%が令和5年には32.6%に、さらに令和22年には38.7%まで上昇すると推計されています。

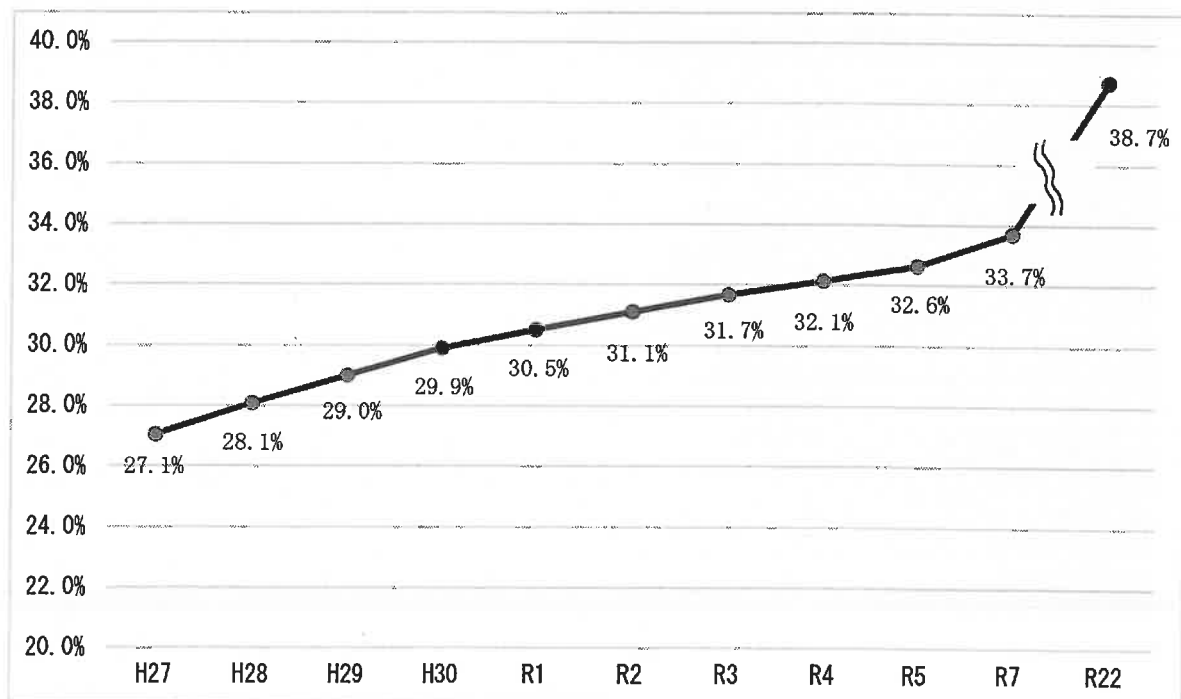
■人口の推計値

(人)

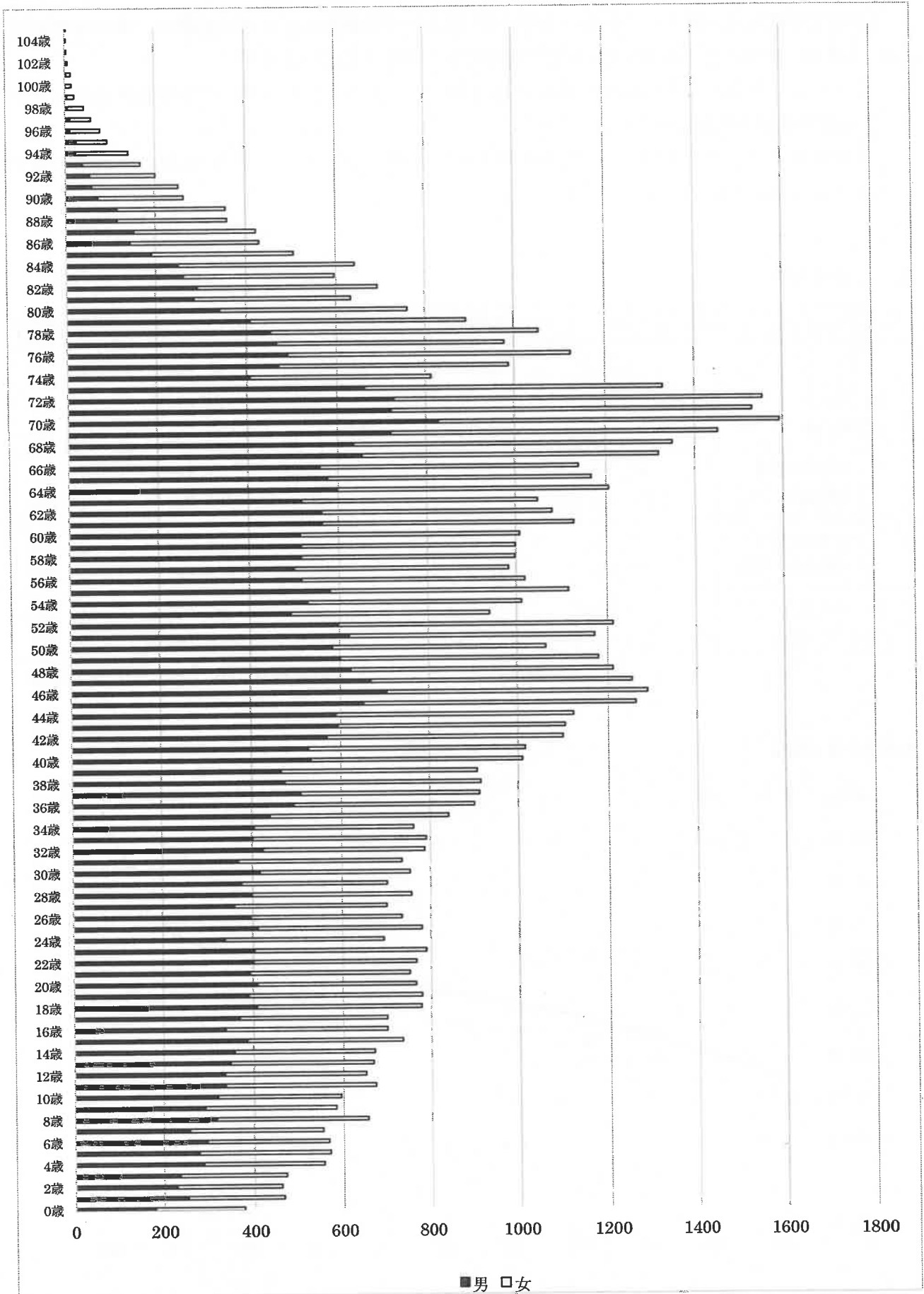
	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
総人口	79,333	78,398	77,536	76,033	64,378
65歳以上の人口	25,130	25,202	25,309	25,617	24,922
高齢化率 (%)	(31.7%)	(32.1%)	(32.6%)	(33.7%)	(38.7%)
前期高齢者 構成比 (%)	12,789 (16.1%)	12,404 (15.8%)	12,030 (15.5%)	11,318 (14.9%)	10,331 (16.0%)
後期高齢者 構成比 (%)	12,341 (15.6%)	12,798 (16.3%)	13,279 (17.1%)	14,299 (18.8%)	14,591 (22.7%)
40～64歳人口 構成比 (%)	27,033 (34.1%)	26,723 (34.1%)	26,429 (34.1%)	25,895 (34.1%)	19,185 (29.8%)

※「見える化」システム将来推計より（令和2年4月現在）

■高齢化率の推移



■行田市の人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）



(3) 高齢者世帯の状況

在宅高齢者を対象として、本市が独自に民生委員に依頼し、実施している調査の結果によると、令和2年度の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施ではありますが、平成31年4月1日現在で見ると、ひとり暮らし高齢者は3,135人、高齢者のみの世帯（親や兄弟等との同居を含め、世帯構成員全員が65歳以上の高齢者）は3,653世帯となっており、前年（平成30年）と比較して、それぞれ130人、103世帯増加しています。

また、本市の総世帯数に対して、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が占める割合では、平成31年で19.5%となっており、年々増加しております。

■行田市の高齢者世帯の状況

(世帯)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
ひとり暮らし高齢者世帯	2,533	2,686	2,892	3,005	3,135	未実施
高齢者のみの世帯	2,994	3,164	3,399	3,550	3,653	未実施
計	5,527	5,850	6,291	6,555	6,788	未実施
行田市の総世帯数	33,784	33,893	34,021	34,501	34,778	35,143
割合 (%)	16.4%	17.3%	18.5%	19.0%	19.5%	—

※現に在宅で生活する高齢者を対象

資料：民生委員による調査結果

■65歳以上の高齢者に対するひとり暮らし高齢者の割合（参考）

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
65歳以上の高齢者数	22,731	23,382	23,906	24,437	24,766
ひとり暮らし高齢者数	2,533	2,686	2,892	3,005	3,135
割合 (%)	11.1%	11.5%	12.1%	12.3%	12.7%

2 要介護・要支援者の状況

(1) 要介護・要支援認定者数の状況

令和元年度末の要介護・要支援者数は 3,617 人でした。なお、前年度比では、1.5%の増となっています。

■要介護・要支援者数の推移

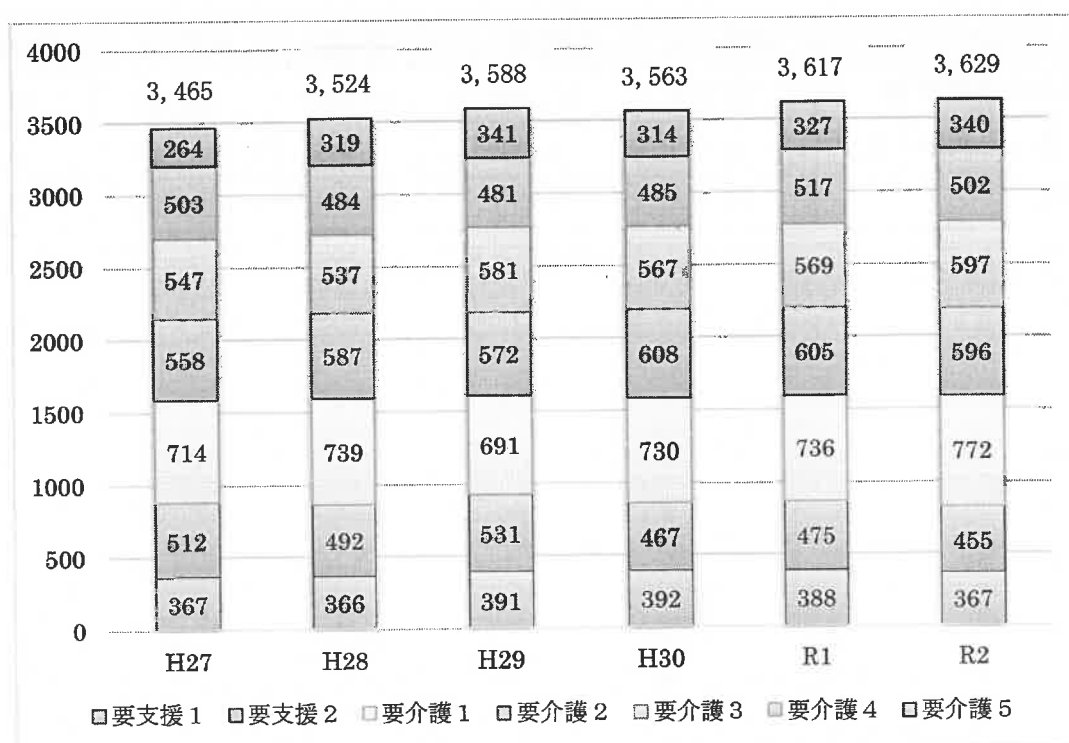
(人)

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
要支援1	367	366	391	392	388	367
要支援2	512	492	531	467	475	455
要介護1	714	739	691	730	736	772
要介護2	558	587	572	608	605	596
要介護3	547	537	581	567	569	597
要介護4	503	484	481	485	517	502
要介護5	264	319	341	314	327	340
合計	3,465	3,524	3,588	3,563	3,617	3,629

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和2年度欄は、介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで

■要介護・要支援者数の推移



(2) 居宅サービス利用者数の状況

要介護・要支援者で居宅サービスを利用している方の数では、要介護者が微増傾向にあります。

■要介護・要支援者の居宅サービス利用者数の推移

(人)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
要支援1	266	104	121	114	122	119
要支援2	372	199	214	220	208	192
要介護1	558	579	549	568	554	578
要介護2	419	472	444	464	482	483
要介護3	325	315	340	344	345	361
要介護4	244	227	212	226	241	254
要介護5	83	120	115	121	113	121
合 計	2,267	2,016	1,995	2,057	2,065	2,108

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和2年度欄は、介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで

(3) サービス利用者数の状況

サービス利用者数の推移をみると、平成28年度から令和元年度にかけての増加率は、3.5%となっています。

■在宅・施設別サービス利用者数の推移

(人)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
認定者数	3,465 (100.0%)	3,524 (100.0%)	3,588 (100.0%)	3,563 (100.0%)	3,617 (100.0%)	3,629 (100.0%)
サービス利用者	2,946 (85.0%)	2,926 (83.0%)	2,970 (82.8%)	3,009 (84.5%)	3,027 (83.7%)	3,083 (85.0%)
居宅サービス	2,267 (65.5%)	2,016 (57.1%)	1,995 (55.6%)	2,057 (57.7%)	2,065 (57.1%)	2,108 (58.2%)
地域密着型サービス	71 (2.0%)	284 (8.1%)	340 (9.5%)	341 (9.6%)	348 (9.6%)	346 (9.5%)
施設サービス	608 (17.5%)	626 (17.8%)	635 (17.7%)	611 (17.2%)	614 (17.0%)	629 (17.3%)
サービス未利用者	519 (15.0%)	598 (17.0%)	618 (17.2%)	554 (15.5%)	590 (16.3%)	546 (15.0%)

資料：介護保険事業報告各年度末

※令和2年度欄は、介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで

3 要介護・要支援者数の推計

(1) 要介護・要支援認定者数の推計

本市の要介護・要支援者数（第1号被保険者）は増加傾向にあり、令和3年に3,623人、令和5年には3,839人になると推計されています。

このうち、前期高齢者の数は減少傾向ですが、後期高齢者の数は増加が見込まれます。

■要介護・要支援者数の推計値（要介護度別） (人)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
要支援1	388	400	413	439	501
要支援2	439	450	466	488	622
要介護1	773	801	827	877	1,086
要介護2	594	612	628	662	833
要介護3	596	621	635	670	907
要介護4	509	517	525	551	720
要介護5	324	335	345	359	460
総数	3,623	3,736	3,839	4,046	5,129

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

■要介護・要支援者数の推計値（前期及び後期高齢者・要介護度別） (人)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
第1号被保険者	3,623	3,736	3,839	4,046	5,129
要支援	827	850	879	927	1,123
要介護	2,796	2,886	2,960	3,119	4,006
前期高齢者	442	433	418	397	347
要支援	111	109	106	100	88
要介護	331	324	312	297	259
後期高齢者	3,181	3,303	3,421	3,649	4,782
要支援	716	741	773	827	1,035
要介護	2,465	2,562	2,648	2,822	3,747

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

(2) 要介護・要支援認定率の推計

要介護・要支援の認定率は、令和3年の14.4%から徐々に上昇し、令和5年には15.2%、令和22年には20.6%になると推計されています。

■認定率の推計値

(%)

	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
第1号被保険者	14.4%	14.8%	15.2%	15.8%	20.6%
前期高齢者	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.4%
後期高齢者	25.8%	25.8%	25.8%	25.5%	32.8%

※「見える化」システム将来推計より（令和2年9月現在）

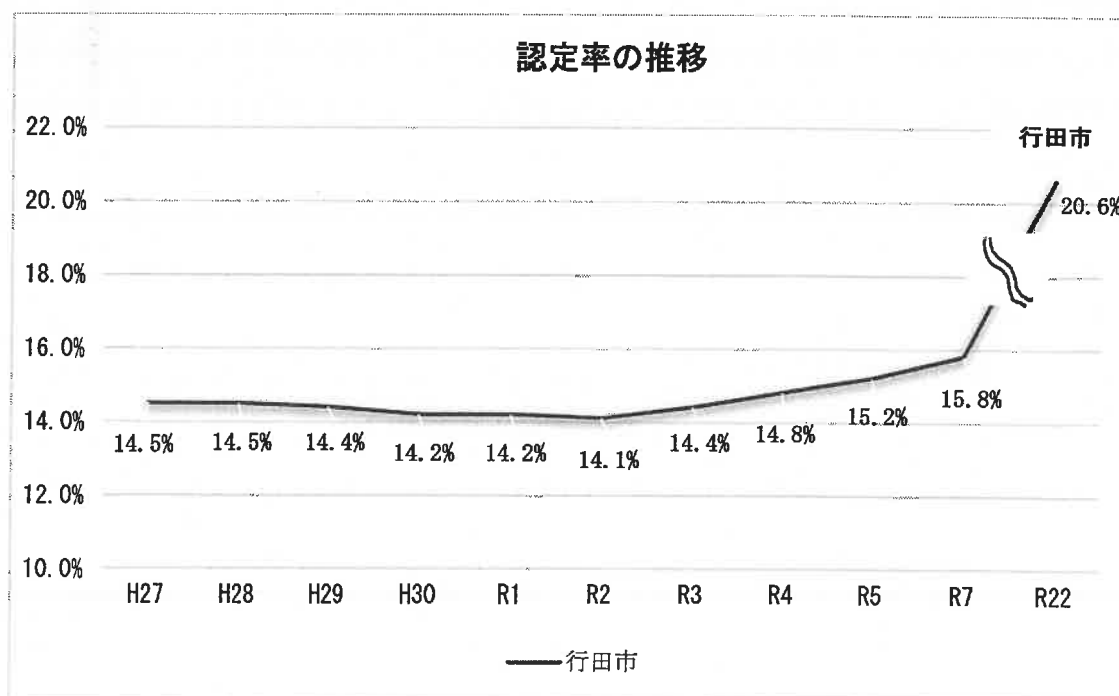
■国・県との認定率の比較（参考）

(%)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
行田市	14.5%	14.5%	14.4%	14.2%	14.2%	14.1%
埼玉県	14.3%	14.4%	14.6%	15.0%	15.4%	15.5%
全国	17.9%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.5%

※「見える化」システム現状分析（介護保険事業状況報告・令和2年9月月報まで）

■認定率の推移



第3節 施策の展開

1 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設等の整備状況等を総合的に勘案した上で、介護保険法に基づき市町村が定めることになっております。

本市では、日常生活圏域を定めた上で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることができるよう、各エリア内における介護サービスの必要量を見極めながら、地域密着型サービス等の適正かつ計画的な整備を図っています。

本市では、これまでA～Eの5圏域の日常生活圏域を設定してきました。

なお、本市の総人口は、7期計画期間と比べて減少傾向にある一方、高齢者人口は各圏域とも増加しており、そのうち、最も増加率の高いのが持田・太井地区を中心としたD圏域となっております。

地域の高齢者を支える基盤は、保健・福祉施設や公共施設、交通網などはもとより、地域をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。それらを最大限に活用し、身近な生活圏域における様々なサービス拠点が連携することで、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要があります。

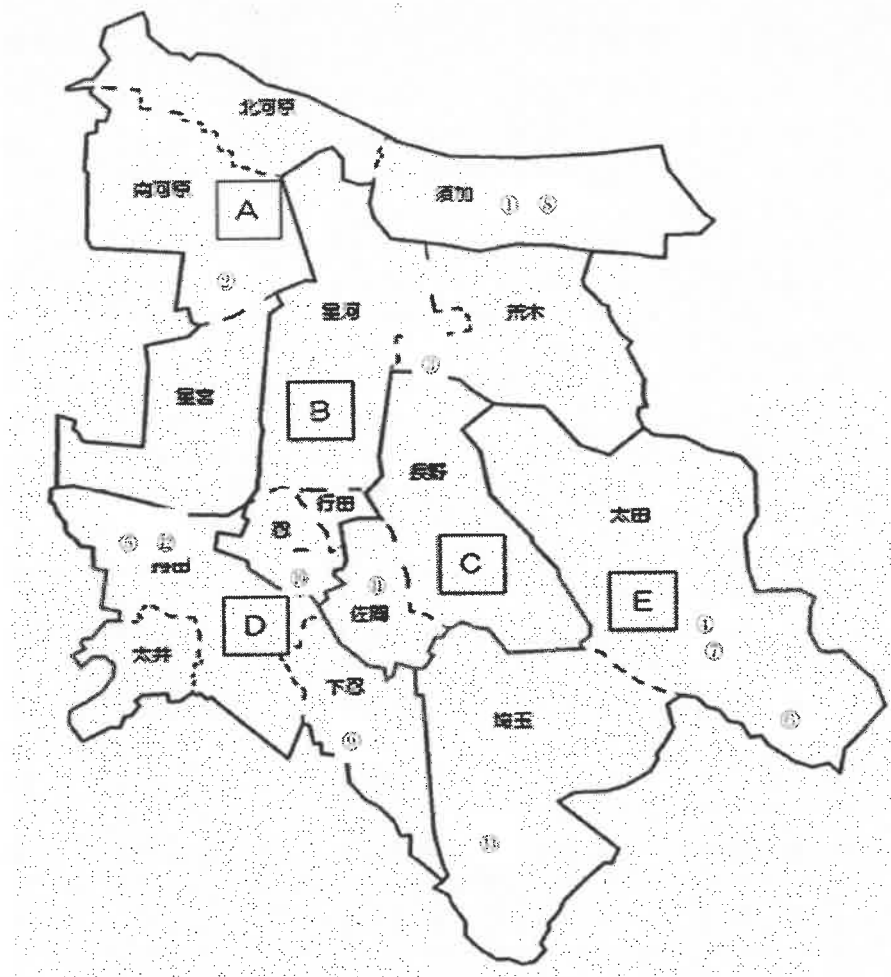
現状では、高齢者人口の少ないA圏域に介護保険施設が3施設ありますが、地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護」を提供する住居（通称：グループホーム）は、高齢者人口の多いB～Eの各圏域に設置されており、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるための基盤整備が進んでいます。

こうした現状を踏まえ、第8期計画においても引き続き、5圏域の日常生活圏域を設定し、地域の特性や地区別の人口分布等を勘案しながら、圏域ごとに高齢者支援体制の整備・充実を図っていきます。

■日常生活圏域別人口（令和2年9月1日現在：住民基本台帳）

日常生活圏域区分	地区名	世帯数	総人口	65歳以上の高齢者人口	高齢化率	圏域区分毎の高齢者人口比
A	須加	715	1,581	675	42.7%	11.2%
	北河原	379	922	385	41.8%	
	星宮	658	1,568	595	37.9%	
	南河原	1,495	3,531	1,179	33.4%	
	計	3,247	7,602	2,834	37.3%	
B	忍	2,507	5,567	1,837	33.0%	24.9%
	行田	752	1,522	544	35.7%	
	星河	3,741	8,797	2,732	31.1%	
	荒木	1,384	3,100	1,167	37.6%	
	計	8,384	18,986	6,280	33.1%	
C	佐間	2,960	6,556	1,987	30.3%	20.6%
	長野	4,949	11,197	3,199	28.6%	
	計	7,909	17,753	5,186	29.2%	
D	持田	5,814	13,300	4,088	30.7%	27.6%
	太井	3,986	8,652	2,290	26.5%	
	下忍	773	1,879	598	31.8%	
	計	10,573	23,831	6,976	29.3%	
E	埼玉	1,911	5,021	1,597	31.8%	15.7%
	太田	3,245	7,154	2,363	33.0%	
	計	5,156	12,175	3,960	32.5%	
合計		35,269	80,347	25,236	31.4%	100.0%

■日常生活圏域図



■市内の介護保険施設及び地域密着型サービス事業所の立地状況

種別	圏域	番号	事業所名	定員等
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	A	①	特別養護老人ホーム緑風苑	100人
	A	②	特別養護老人ホームおきな	100人
	B	③	まきば園	80人
	E	④	介護老人福祉施設ふぁみいゆ行田	90人
	D	⑤	特別養護老人ホーム雅	100人
	E	⑥	特別養護老人ホーム行田さくらそう	100人
	E	⑦	ふぁみいゆ行田 (地域密着型)	25人
介護老人保健施設	A	⑧	介護老人保健施設グリーンピア	80人
	D	⑨	介護老人保健施設ハートフル行田	80人
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	B	⑩	行田ケアセンターそよ風	17人
	C	⑪	緑風苑グループホーム百花 (はな)	18人
	D	⑫	壮幸会介護保険施設心春 (こはる)	18人
	E	⑬	高齢者グループホーム「ほっとほっと」	9人

2 計画の基本理念と基本目標

行田市総合振興計画（案）では、本市が目指す将来像を「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまちぎょうだ」としています。この将来像を実現させるための施策の大綱のひとつに「いきいきと暮らし共に支え合うまち」を掲げ、高齢者施策については、高齢者がいつまでも自分らしく、健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを目指し、社会参加や就労を促進しています。

本市では、少子高齢化の進行の結果、令和22年（2040年）における高齢者人口は、ピーク時と比較し僅かではありますが減少していくことが予測されております。しかし、現役世代については急激な減少が予測されていることから、令和22年（2040年）には高齢化率が38.7%となる見込みとなっています。また、団塊の世代が75歳に差し掛かるいわゆる2025年問題の顕在化が2025年（令和7年）を待たずして見込まれているだけでなく、今後、更なる後期高齢者割合の上昇に伴い、要介護・要支援認定者数及び要介護・要支援認定率の上昇が見込まれていることから、本市の医療・介護の需要は、引き続き高い水準で推移していくものと考えられます。従って、在宅医療・介護連携をより一層の推進していくことで、限りある医療・介護の資源や人材を支援を必要とする高齢者に対して適切に割り当て、効率的なケアを行う体制を整備するとともに、日常生活におけるちょっとした困りごとについては、地域での互助により支え合う仕組みを構築していくことで、医療・介護の連携を核とする専門職によるケアと住民による支え合いにより高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。

国は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そのため、本市の高齢者施策においても、高齢者が支えられつつも、一方で自らも積極的な社会参加が可能であり、他者の支え手にもなることができる地域づくりを目指しています。

本計画においては、行田市総合振興計画、福祉の上位計画である地域福祉計画や同じ福祉分野の個別計画、県の高齢者支援計画等との整合性を図り、これまでの計画を継承しつつ、新たな視点も盛り込み、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを感じ、たとえ介護が必要になっても地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう各施策を推進していきます。

(1) 基本理念

本市では、第6次行田市総合振興計画（案）（令和3年度～令和12年度）において、人の絆・地域の力・まちの賑わいの3つを柱とした基本理念を掲げ、まちづくりを推進しています。

そのため、本計画では、上位計画である第6次行田市総合振興計画（案）の高齢者部門における政策目標である『いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる』を基本理念として掲げ、健全な介護保険財政の確立による持続可能な制度の運営を確保しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。



(2) 基本目標

本計画の基本目標は、計画の継続性を勘案し、第6次行田市総合振興計画（案）における「政策分野」で示されている内容を踏まえ、本計画の基本目標として掲げます。

基本目標1 生きがいくくりと活躍の場の充実

高齢者が、住み慣れた地域で健康で幸せに暮らし続けていくためには、気軽に地域での活動に参加でき、その中で生きがいを持って過ごせる環境が必要です。また、高齢者が生きがいを持って地域で活躍することは、介護予防にもつながります。

そのためには、高齢者が気軽にコミュニケーションできる場、自己研鑽の場などの整備が必要です。更に、福祉の「支え手」と「受け手」の境目をなくし、高齢者も地域で社会的役割を持って活動するための仕組みづくりも大切です。

具体的には、老人クラブなどのコミュニティ支援、ボランティアの育成、活用及びボランティア団体への支援、就労や生涯学習の機会の提供などを行います。

基本目標2 高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援

地域の高齢者が健康的に暮らし続けていくためには、高齢者自身の健康づくりへの取組に加え、それを支える健康教育や各種検診の充実を図る必要があります。

また、少子高齢化、核家族化が進行している現在、地域には生活課題を抱えやすく、周囲もその課題に気づきにくいひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、万が一、生活課題を抱えたときに地域において「我が事」として捉え、対応できる地域づくりや、高齢者の在宅生活を支援するためのサービスの充実が必要です。

具体的には、各種検診や健康教育の実施、見守り活動の推進やひとり暮らし高齢者の把握、安否確認につながる事業の推進などを行います。

基本目標3 安心して暮らせる高齢者福祉の充実（介護保険事業計画）

高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、その有する能力に応じて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとともに、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めます。

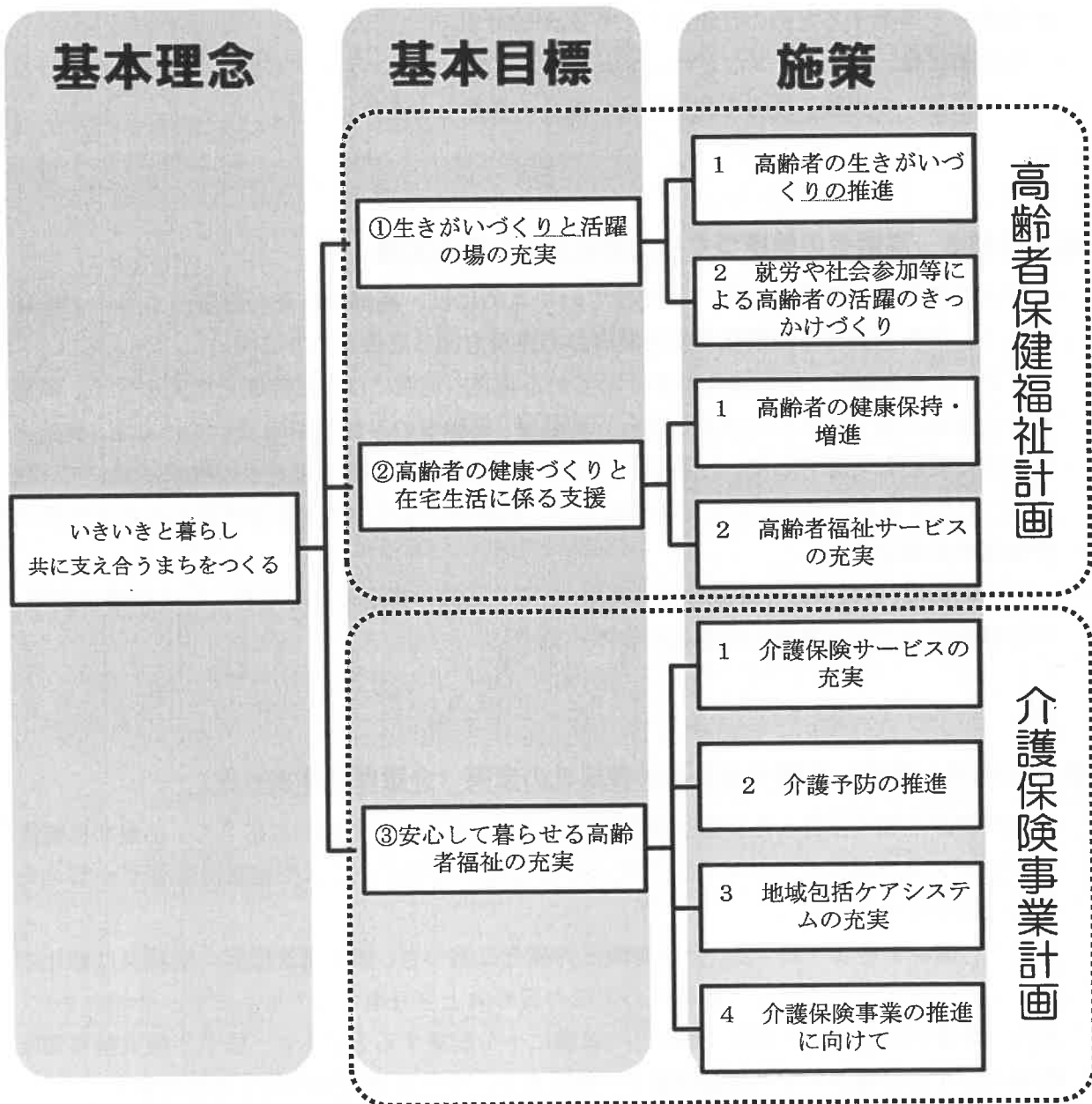
また、提供するサービスは、介護保険法の理念に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目的に行うものとし、高齢者の生活の質の向上を目指すものとします。そのために、市は、介護予防を推進する他、医療との連携に十分配慮するとともに、居宅介護支援事業所を始めとする介護サービス事業所等と一体となり、サービスの質の向上に努めます。

3 計画の体系

(1) 計画の構成

本計画は、高齢者の保健福祉の推進に関する「高齢者保健福祉計画」と、介護保険事業の円滑な実施に関する「介護保険事業計画」により構成されています。

「いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる」という基本理念に則り、高齢者保健福祉計画において、基本目標である「生きがいがづくりと活躍の場の充実」「高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援」に資する各種施策を、介護保険事業計画において「安心して暮らせる高齢者福祉の充実」に資する各種施策を展開しています。



第2章 高齢者保健福祉計画

基本目標1 生きがいつくりと活躍の場の充実

施策1 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、地域に参加をすることを通じて自分らしさを発揮したり、生きがいを感じたりすることができる社会であることが必要です。更に地域とより深く関わっていくためには、地域での役割を担うなど、地域社会に貢献できるような関わり方を持つことが大切です。

こうした視点に立ち、高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進します。

(1) 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者が、これまで培ってきた知識や技術、経験等を自分らしさとして活かしながら、地域での役割を担っていけるよう、老人クラブ活動やボランティア活動などを推進し、地域社会の担い手として活躍していくことができる体制づくりが必要です。

また、高齢者が地域の中で活躍し、生きがいを持って生活していくことができれば、それが地域全体の活性化にもつながることから、地域にある施設や団体などの資源を活用しながら、関係部署や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、これを支える各種施策の展開を図ります。

さらに、介護予防の普及・啓発といった観点からも、機会を捉え高齢者の生きがいつくりの支援を推進していきます。

①老人クラブ活動の支援

現状と課題

老人福祉法に基づく老人クラブ活動は、長年培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通し、会員相互の健康づくりや高齢者の生きがい、さらには地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

近年では、単位クラブ会長の後継者不足や価値観の変化・多様化などから、クラブ数・会員数とも減少傾向にあります。

■老人クラブの状況

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
クラブ数	67	60	57
会員数 (人)	2,390	2,109	1,967

※各年度3月31日現在

※令和2年度欄は、令和2年8月末現在

今後の方向性

介護予防・日常生活支援総合事業の通いの場としても重要であるため、老人クラブが設立していない地区等へ重点的なPRをするとともに、広報活動等を通じて、前期高齢者の新規加入を促進し、後継者の育成支援をしていきます。

また、老人クラブ連合会として、女性理事の登用を積極的に図ることにより、多角的な視点からの意見をいただき、クラブの活性化に努めていきます。

なお、これまでの活動に加えて、高齢者の社会参加による日常生活の困りごと支援、見守り支援、介護予防などの健康づくり支援のさらなる充実が図られるよう支援をしていきます。

②敬老事業の実施と支援

現状と課題

敬老模範家庭及び金婚夫婦を表彰する「敬老祝賀式典」の開催や、長寿のお祝いとして敬老祝金（市内商店共通商品券）の贈呈等を通じて、市民の敬老精神の高揚・啓発を図るとともに、各地区敬老会事業の運営費として補助金を交付することにより、地域における高齢者の交流の場として活用できるよう支援していきます。

一方、対象者の増加に伴う事業費の増大が課題となっております。

■各種敬老事業の実施状況

		H30 年度	R1 年度	R2 年度
敬老模範家庭の表彰（件）		2	3	5
三夫婦世帯の表彰（件）		0	1	-
金婚夫婦の表彰（組）		172	170	218
敬老会事業補助金の交付（千円）		11,316	11,832	9,616
敬老祝金の支給 （人）	77 歳【1万円】	977	1,034	1,023
	88 歳【2万円】	372	373	361
	99 歳【3万円】	20	22	25

※令和2年度欄は、令和2年9月末日現在
※三夫婦世帯の表彰は、令和2年度から廃止

今後の方向性

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるよう、各地区敬老会事業への支援を継続するとともに、市民への敬老意識の啓発に努めます。

一方で、平均寿命の延伸に伴い元気な高齢者が増えており、「人生100年時代」といわれている中、「長寿」、「敬老」に対する考え方も変化してきています。高齢化の進展に伴い、敬老祝金などの財源確保がより厳しさを増していることから、事業内容の見直しを含め、持続可能な敬老事業の在り方について検討します。

③生涯学習の機会の提供（中央公民館）

現状と課題

少子・高齢化の急速な進展に伴い、各地域公民館では、高齢者が生きがいをもって生活できるよう各種事業を幅広く展開し充実を図ることで、セカンドライフをより有意義に過ごすための支援に努めています。

高齢者の生涯学習への意欲や学習機会のニーズは、今後ますます高まっていくことから、各年齢に応じた事業内容の工夫や利用の促進を図り、公民館が高齢者にとってより身近な魅力ある施設となるよう積極的に取り組んでいます。

■高齢者学級への参加状況〔延べ参加者数〕

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
忍・行田公民館	237 (10)	194 (9)	61 (3)
佐間公民館	288 (9)	216 (7)	82 (3)
長野公民館	507 (10)	595 (10)	62 (2)
桜ヶ丘公民館	279 (8)	286 (9)	26 (1)
星河公民館	127 (7)	99 (7)	22 (3)
持田公民館	336 (8)	242 (7)	29 (2)
荒木公民館	205 (7)	156 (6)	33 (2)
須加公民館	151 (7)	133 (7)	33 (2)
北河原公民館	146 (8)	115 (7)	7 (1)
埼玉公民館	58 (3)	0 (0)	0 (0)
星宮公民館	143 (6)	242 (6)	13 (1)
太井公民館	258 (12)	270 (12)	44 (3)
下忍公民館	200 (7)	22 (4)	24 (2)
太田公民館	89 (10)	71 (9)	7 (2)
地域文化センター	103 (12)	56 (9)	27 (5)
南河原公民館	57 (3)	66 (3)	23 (2)
計	3,184 (127)	2,763 (111)	493 (34)

※令和2年度欄は、令和2年9月13日現在

※（ ）は開催回数

今後の方向性

高齢者の公民館活動の活性化を推進し、講座内容の改善に努めるとともに学習ニーズを的確に把握し参加者の増加に努めます。

また、参加者自らが、公民館で得た知識や技能をそれぞれの地域に還元し、地域社会へ貢献できるよう今後も支援を継続していきます。

④いきいきサロン事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

ひとり暮らしなどで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける範囲で気軽に集える場として、市内に約90の「いきいきサロン」が設置されています。

各サロンでは、地域住民やボランティア等の協働により、仲間づくりや生きがいくくりなどを目的とした活動が行われており、社会福祉協議会がその運営支援を行っています。

自治会や民生委員など、地域全体のつながりによる運営や、参加者のさらなる掘り起こしや担い手の確保等が課題となっています。

今後の方向性

サロン参加者の声に耳を傾け、地域の福祉課題の発見に努めるとともに、地域のボランティアの活躍の場や特殊詐欺被害防止などにつながる生活関連情報の提供や介護予防の場としても活用し、住み慣れた地域で仲間とともに元気で生活できる地域づくりを目指していきます。

また、既存のサロンがその活動を継続できるよう、引き続き運営の支援に努めるとともに、サロンやそれに代わるものがない地域においては、新規サロンの設置を支援していきます。

■いきいきサロン設置数の実績と目標

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
設置数	92	94	91	93	94	95
参加者数 (人)	1,909	1,949	1,788	1,800	1,820	1,840
協力員数 (人)	512	538	518	520	525	530

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑤総合福祉会館における各種事業の充実（社会福祉協議会）

現状と課題

総合福祉会館「やすらぎの里」において、訓練機器や訓練用プールを利用し、身体機能の維持・向上と健康増進を図ることを目的とした機能回復訓練事業や、生きがいつくりや社会参加を支援する各種教室を実施しています。

教室参加者に偏りがなく、より多くの高齢者・障がい者の参加を募ることが課題となっています。

今後の方向性

広報活動や実施方法の工夫・改善をはじめ、新規の教室を開催することで、より多くの方の参加を得られるよう努めます。

■総合福祉会館における各種事業の参加者数の実績と目標

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
機能回復訓練室 (障がい者を含む)	16,678	14,113	923	4,000	4,500	5,000
プー ル	8,786	7,090	904	3,600	4,000	4,400
水中ウォーキング	73	68	27	65	70	75
陶芸教室	85	105	44	100	105	110
水泳教室	91	95	実施予定	100	105	110
脳トレ体操教室	138	61	実施予定	70	75	80

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

施策2 就労や社会参加等による高齢者の活躍のきっかけづくり

高齢化が急速に進展していく中、高齢者が地域社会の担い手として、就業や地域活動等へ積極的に参加してもらうことが期待されます。

このため、就業やボランティア等の多様な社会参加の場や機会を提供することで、高齢者自らが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

(1) 地域社会との接点の創出

高齢者が自らの知識や経験、技能等を活かしながら、地域の中でその役割を果たしていけるよう、地域社会と接する機会を創出・提供することで、たとえ高齢化が進んでも地域全体として相互に支え合えるよう、各種施策を推進します。

①いきいき・元気サポート制度の充実（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

地域住民同士が、互助の理念に基づき支え合い・助け合いの活動を行うことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、有償ボランティア活動を行う「いきいき・元気サポーター」を登録・養成しております。

サポーターは、高齢者等の日常生活に生じる困り事などに対し、自身のできる範囲で手を差し伸べ、様々な支援を行います。

サポーターの登録者では、60歳代から70歳代の方が大部分を占めており、高齢者自身の生きがいの場として機能している一方で、その高齢化も同時に進行しており、新たなサポーターの掘り起こしが課題となっています。

高齢者自身の生きがいの場として、また、多様な生活支援サービスの担い手として、地域社会の中で活躍できるよう、いきいき・元気サポート制度全体の充実を図る必要があります。

今後の方向性

定年退職等により、高齢者が地域で過ごす時間が増えていることから、地域社会の担い手として活躍していただけるよう、ボランティア養成講座の開催なども検討していきます。

また、ボランティアポイント制度の導入を検討するほか、サポーターがより活躍の場を広げられるよう、現状の活動内容の見直しやより活動しやすい環境を整えるとともに、高齢者自身の生きがいの場として認識してもらえるよう、新たな活動の展開を検討していきます。

引き続き、市報や市ホームページなどの広報や、各種教室等での呼びかけを通じて、制度の周知を図るとともに、登録者の増加を目指します。

■いきいき・元気サポーターの登録者数の実績と目標

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録者総数 (人)	149	136	132	140	150	160
年間活動時間 (H)	2,560	2,414	504	2,500	2,600	2,700

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

②ボランティア団体への支援（社会福祉協議会）

現状と課題

各ボランティア団体間の連携や交流などを目的とした定例会を開催し、活動に関する情報交換や、合同事業の企画等に関する話し合いを行っています。

また、ボランティアの育成支援や派遣などのほか、6団体あるボランティア団体連絡協議会の調整役として、各団体の連携や交流を図っています。

ボランティア活動の活性化のため、新たな団体の発掘や、あらゆる世代が気軽に活動できる環境づくりが必要です。

今後の方向性

各種講座や教室の開催により、引き続き、個人や団体の支援、育成等に努めるとともに、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努めます。

また、ボランティア団体連絡協議会の活動を積極的に情報発信することで、加盟団体の増加へとつなげ、各団体のネットワークを通じてボランティア活動の活性化を図ります。

■ボランティア団体の状況

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
加盟団体 (件)	33	39	42	45	48	50
加盟団体構成員 (人)	420	560	590	620	650	670

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

(2) シルバー人材センター事業の運営・支援

シルバー人材センター^{※1}は、健康で働く意欲のある原則 60 歳以上の方が会員となって、地域で働くことを通じ、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活ができることを目指しています。

市は、高齢者が自ら積極的に意義のある生産活動に従事し、それぞれが地域社会の担い手として生きがいを見出すことで、いつまでも健康で自立した生活が送れるよう支援します。

※1 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された公益社団法人で、高齢者に対し、公共団体や企業、一般家庭などから、社会参加や地域への貢献の場として相応しい仕事を引き受け、会員に提供しています。

現状と課題

近年、少子高齢化の急激な進展による生産年齢人口の減少などを背景に、企業・事業所、店舗等においては人手・人材不足が深刻になり、また、一般家庭についても、多世代同居の減少、子育て家庭の孤立化などが進行しています。このため各事業分野における人手不足解消や働く世代の応援など、高齢者世代においても今後一層大きな役割を担うことが期待されています。

シルバー人材センターは、その一翼を担うべく、企業や事業所、店舗などの事業活動を支援し、あるいは高齢者世帯や子育て家庭の生活を支えるため、継続して、会員数の維持増強、会員組織の再編、事務局の体制強化に向けた取組を行っています。

なお、企業における定年延長・継続雇用の実施・定着・拡大に伴い、新入会員については高齢化し、会員の平均年齢の上昇とともに、会員として働ける期間において減少が生じており大きな課題となっています。

今後の方向性

就業機会の拡大や新入会員の確保、組織体制の充実を通じて、会員である高齢者と家族の生活の一層の充実、企業・事業者の支援、一般家庭の生活の質的向上を目指すシルバー人材センターの取組を引き続き支援することにより、地域の産業振興、地域社会の充実・活性化を図ることとします。

■シルバー人材センターへの登録実績と目標

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
登録会員数	350	359	353	365	370	375

※令和 2 年度欄は、令和 2 年 8 月末日現在

基本目標2 高齢者の健康づくりと在宅生活に係る支援

施策1 高齢者の健康保持・増進

(1) 健康づくり事業の推進

高齢者は、加齢に伴い身体機能が低下し、疾病にかかりやすくなります。

生活の質をできるだけ維持し、健康で自立した生活を送るためには、いわゆる健康寿命（健康で活動的に暮らせる期間）を延ばすことが重要です。今後、さらなる高齢化の進展に対応していくためにも、その延伸はより重要となっていきます。

要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として、「自分の健康は自分で守る」という意識をしっかりと持ち、健診（検診）や健康教育などの保健事業の積極的な利用を心がけるほか、食事・運動・休養に関する工夫・改善に取り組んでいくことが大切です。

そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取り組んでいけるよう、各種保健事業に取り組んでいきます。

①健康づくりマイスター養成事業の充実（保健センター）

現状と課題

健康づくりに関する各種講座を、年間を通じて定期的に提供するため、平成24年度から「市民けんこう大学」を、翌25年度から同大学院をそれぞれ開設し、健康志向の高い市民の増加を図るとともに、健康情報の発信源となる人材の育成を行ってきました。令和2年度から、市民けんこう大学を健康づくりマイスター養成事業に改め、市民がより気軽に参加できるように実施方法を見直し、修了者を健康づくりマイスターとして認定します。

■健康づくりマイスター養成事業（市民けんこう大学・大学院）への参加者の状況（人）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市民けんこう大学	16	20	廃止	廃止	廃止	廃止
市民けんこう大学院	26	8	6	廃止	廃止	廃止
健康づくりマイスター養成事業	—	—	0	40	45	50

※令和2年度欄は、令和2年9月14日現在

今後の方向性

適宜講座内容等の実施内容を見直し、健康づくり事業の運営に努めます。

また、地域全体に健康増進意識を普及できるよう、認定者との協働のもと、健康情報のさらなる発信に努めます。

②健康相談の充実（保健センター）

現状と課題

保健センターを会場とした健康相談を実施し、相談内容に応じて保健師または栄養士が対応しています。

今後の方向性

周知や実施の方法などを工夫し、引き続き、気軽に相談できる場の創出に努めるとともに、一人でも多くの方の疑問に答え、その相談に真摯に向き合います。

■健康相談の実績と見込み

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談者数	27	39	2	40	45	45

※令和2年度欄は、令和2年9月15日現在

③健康教育の充実（保健センター）

現状と課題

健康教育について、教室を開催して提供しているほか、がん検診時など様々な機会を捉えて実施しています。さまざまな健康情報が氾濫する中、正しい知識の普及が課題です。

今後の方向性

市民ニーズに合った教室の開催や、周知方法の工夫により参加意欲を高め、より多くの方への情報提供及び行動変容に取り組みます。

■健康教育の実績と目標

(回)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	38	59	6	60	60	60

※令和2年度欄は、令和2年9月14日現在

④がん検診の受診促進（保健センター）

現状と課題

集団検診と個別検診の2つの方法により、がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療へとつなげています。また、平成29年度から胃がん検診はレントゲン検査と内視鏡検査のどちらかを選択することができるようになりました。

70歳以上の方の費用を全額免除（市が負担）しています。ただし、胃がん検診の内視鏡検査は除きます。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で集団検診は当分の間、人数制限をして実施となるため、受診者数の大幅な増加は見込めない状況にあります。

今後の方向性

各種がん検診の実施・方法等を工夫することにより、受診者数の増加に努めます。

健康教室や市報で特集を組むなど、検診の重要性の周知に努めます。

国保加入者のうち人間ドックにおいてがん検診を受診した人数の把握に努め、より適切な受診者数の提示に努めます。

■がん種別受診者数の実績と目標

(人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
胃がん検診	1,254	1,290	297	1,300	1,300	1,300
乳がん検診	1,043	1,255	153	1,200	1,200	1,200
子宮がん検診	1,006	1,051	155	1,000	1,000	1,000
肺がん検診	1,333	1,265	280	1,300	1,300	1,300
大腸がん検診	4,608	4,426	891	4,500	4,500	4,500
前立腺がん検診	2,229	2,197	452	1,700	1,700	1,700

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

■受診率の実績と目標

(%)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
胃がん検診	2.4	2.5	0.56	2.5	2.5	2.5
乳がん検診	3.9	4.6	0.56	4.5	4.5	4.5
子宮がん検診	2.9	3.0	0.44	2.9	2.9	2.9
肺がん検診	2.6	2.4	0.53	2.5	2.5	2.5
大腸がん検診	9.0	8.4	1.70	8.6	8.6	8.6
前立腺がん検診	11.9	11.2	2.36	10.5	10.5	10.5

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

※上記表の受診率の算出方法は、各年度の受診者数／対象者（国勢調査の人口：職場健診で受診する方、寝たきりの方なども含まれる。）

※国の統計（地域保健・健康増進事業報告の受診率：子宮がんは20歳～69歳、肺がん、乳がん、大腸がん、は40歳～69歳、胃がんは50歳～69歳の受診者の受診率）のため算出方法は異なる。

⑤歯周疾患検診の受診促進（保健センター）

現状と課題

80歳になっても自分の歯を20本残すことができるよう、歯周病検診を実施しています。40歳から70歳まで5歳刻みの年齢の方を対象としており、70歳の方の受診費用を全額免除（市が負担）しています。

対象者への個人通知により受診者は増加しましたが、歯周病への理解や関心をさらに高めていく必要があります。

今後の方向性

対象者への通知と併せ、受診費用の全額免除（70歳の方）を継続することで、引き続き、受診の促進に努めます。

■歯周病検診の実績と目標

（人）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診者数	316	258	76	270	270	270

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑥肝炎ウイルス検診の受診促進（保健センター）

現状と課題

健康増進法に基づき、肝炎ウイルス検診を実施しています。70歳以上の方の費用を全額免除（市が負担）しています。

今後の方向性

肝炎に関する正しい知識の普及に努め、検診の必要な方への受診促進を図り、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減等を図ります。

■肝炎ウイルス検診の実績

（人）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診者数	49	27	11	30	30	30

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑦高齢者肺炎球菌予防接種の推進（保健センター）

現状と課題

定期接種^{※1}は、65歳の方を対象として行うものですが、平成30年度までは経過措置として、65歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方を対象として行います。

令和元年度以降は、65歳の方を対象として行います。

※1 疾患の発生及び集団でのまん延の予防または個人の発病及びその重症化の予防などのために行う予防接種

今後の方向性

対象者への個人通知、また、市報や市ホームページなどを通じて積極的に周知することにより、一人でも多くの対象者が接種を受けられるよう努めます。

■高齢者肺炎球菌予防接種の実績と見込み (人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
接種者数	2,194	991	505	1,200	1,200	1,200

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑧高齢者インフルエンザ予防接種の推進（保健センター）

現状と課題

季節性インフルエンザのまん延と重症化の予防を目的に、予防接種法に基づく定期接種として、高齢者インフルエンザ予防接種を実施しています。団塊の世代の高齢化に伴い、接種を受ける方の数は増加傾向にあります。

65歳以上の方を対象としています。

今後の方向性

市報や市ホームページなどを通じて積極的に周知することにより、一人でも多くの対象者が接種を受けられるよう努めます。

■高齢者インフルエンザ予防接種の実績と見込み (人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
接種者数	11,691	12,707	0	13,000	13,000	13,000

※令和2年度欄は、令和2年9月24日現在

⑨特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査の受診促進（保険年金課）

現状と課題

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査^{※1}及び後期高齢者健康診査^{※2}を実施し、生活習慣病の予防や早期発見につなげることで、重症化を予防し、健康寿命の延伸や今後増大する医療費の抑制に努めています。

近年、受診率がほぼ横ばいで推移しているため、その向上を図るとともに、受診結果を活用した効果的な保健事業の実施に取り組む必要があります。

※1 公的医療保険（本計画では国民健康保険）における40歳以上の被保険者を対象とした健康診査

※2 後期高齢者医療保険における75歳以上の被保険者を対象とした健康診査

■特定健康診査及び後期高齢者健康診査の状況

(人)

		H30年度	R1年度	R2年度
特定健康診査	対象者数	14,767	14,595	
	受診者数	5,296	4,668	
	受診率	35.9%	32.0%	
後期高齢者健康診査	対象者数	10,351	10,777	
	受診者数	2,646	2,713	
	受診率	25.6%	25.1%	

※特定健康診査平成30年度は法定報告値

※令和2年度欄は、令和2年12月末日現在を予定

今後の方向性

特定健康診査の受診率向上のために、ハガキや電話等による未受診者への積極的な受診勧奨や受診歴のある方に対しても継続受診を促すなど対象者の属性に応じた取組を実施していきます。

また、受診の結果、生活習慣を改善する必要性が高いと判定された方に対しては、引き続き、特定保健指導を実施していきます。

さらに、健康診査の結果から地域の健康に関する課題を抽出し、その解決に取り組めます。

⑩もの忘れ検診（認知症検診）

平成 29 年度から、毎年度末を基準日として 50・55・60・65・70 歳の方に対し、認知症の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的として、もの忘れ検診（認知症検診）を実施しています。

また、適正な服薬管理及び治療を行うことを目的として、検診にて認知機能の低下が認められた方に対して、必要に応じ薬剤師が服薬に関する訪問指導を実施する薬剤師居宅療養管理指導も併せて実施しています。薬剤師が訪問することで、処方医と連携し、残薬や服薬の自己中断、重複投与等の有無を早期に発見し、服薬が正しくできるように支援します。

現状と課題

平成 29 年度から開始した検診であり、市民へのさらなる周知が必要であると考えられます。引き続き、この検診の重要性等を周知し、受診者の増加を図り、認知症の早期発見及び早期支援につなげることで、安心して地域生活を続けられるようにしていく必要があります。

今後の方向性

もの忘れ検診（認知症検診）及び薬剤師居宅療養管理指導について、広く市民に周知できるよう他課との調整を行い、受診者数増加に努めていきます。

また、円滑に事業が実施できるよう、市医師会を始めとした医療、介護の関係機関と連携していきます。

■もの忘れ検診の実績と見込み

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
受診者数（人）	22	11	7	100	150	200

※令和 2 年度欄は、令和 2 年 8 月 31 日現在

施策2 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステムの充実を図るためには、まず、各々が加齢によって生じる心身の変化を自覚し、介護予防に努めることが求められますが、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況を踏まえた支援体制の整備、サービスの充実も重要となります。

そのため、市ではひとり暮らし高齢者等の実態把握、地域における見守りや支え合いの推進の他、安否確認サービスなど様々な事業の実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援し、高齢者の安心・安全の確保につなげています。

しかし、支援を必要とする高齢者がますます増加していくことが見込まれる中、高齢者福祉サービスを持続可能なものとしていくためには、その時々状況に応じて、必要な見直しを行い、真に必要な方へ確実にサービス提供ができるよう努めていかなければなりません。

今後についても、高齢者自身やその家族による「自助」、近隣住民や地域の支え合いによる「互助」、保険制度などによる相互扶助である「共助」及び一般財源による高齢者福祉事業などの「公助」のバランスを図りながら、地域と行政による包括的な支援を行っていきます。



(1) 高齢者に関する実態の把握

高齢者福祉サービスの充実を図るためには、在宅で暮らす高齢者等の実態について、正確に把握しておかなければなりません。

本市では、令和2年7月に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施、また、独自施策として毎年、高齢者世帯に関する情報を収集・分析することでその実態を把握し、もって高齢者福祉施策を実施するための基礎資料として活用しています。

①ふれあい見守り活動の推進（福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

高齢者等の抱える様々な生活課題に対し、個別の支援へとつなげられるよう、自治会や民生委員など、地域の支援者が中心となり「支えあいマップ」を作成し、見守り活動や実態把握等を行っています。

また、孤立死や虐待等の発生を未然に防止するため、新聞配達や宅配業者等の民間事業者との間で「地域安心ネットワーク協定」を締結し、対象者を複数の目で見守る有機的連携の仕組みを構築しています。

さらに、見守りだけでなく、要援護高齢者を具体的な支援へとつなげられるよう、民生委員や地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係者による「地域支援ネットワーク会議」を開催することにより、情報の共有を図り、多角的・重層的な支え合いの仕組みを整えています。

支えあいマップの作成では、災害時の対応を見据えた平時の見守り活動を広げていくことや自治会による取組状況の差異をなくしていくことが課題です。

■ふれあい見守り活動の活動状況

	概要	実績他
H30年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①70自治会で実施 ②1事業所との間で締結 ③42回開催
R1年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①79自治会で実施 ②未締結 ③36回開催
R2年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①25自治会で実施 ②1事業所との間で締結 ③0回開催

※令和2年度欄は、令和2年9月25日現在

今後の方向性

社会福祉協議会と連携しながら、災害時避難行動要支援者に対する支援活動に活用するなど、引き続き、支えあいマップの更新、協定締結事業所の拡大及び支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、地域支援ネットワーク会議を継続的に開催し、地域支援者から支援を必要とする方の把握と関係機関との支援の調整を引き続き行い、早期発見、早期対応に務めます。

②ひとり暮らし高齢者等の実数調査

現状と課題

民生委員の全面的な協力のもと、毎年4月に在宅高齢者に関する実態調査を行っています。地域の実情に精通した民生委員が、各戸を訪問して調査を行うため、極めて精度の高い情報を得ることができています。

その結果を最大限活用し、より適切な施策の実現につなげていくことが必要です。

■ひとり暮らし高齢者等の把握状況

(世帯)

	H30年	H31年	R2年
ひとり暮らし高齢者	3,005	3,135	未実施
高齢者のみの世帯	3,550	3,653	未実施

※基準日は毎年4月1日現在

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により調査は未実施

今後の方向性

支援を必要とする高齢者の見守り活動や、緊急時における必要機関等への連絡、熱中症予防対策など、各種施策を実施するための基礎資料として、引き続き、調査を実施していくとともに、収集した情報の有効活用に努めます。

また、実施目的は異なるものの、ひとり暮らし高齢者等に対する訪問を行っている関係部署との連携により、高齢者の現状把握の機会確保に努め、有機的な対応を行ってまいります。

(2) 高齢者の在宅生活に係る支援

地域包括ケアシステムの構築を図るためには、高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援していくことが重要です。

本市では、高齢者福祉に関する様々なサービスの実施を通じて、高齢者の在宅での生活を支援しています。

①在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給

現状と課題

要介護4又は要介護5の要介護認定を受けている方を在宅で介護している介護者に対し、月額5千円の手当を支給し、当該介護者の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。

制度を知らない方も多くいることから、制度のさらなる周知が必要です。

■在宅重度要介護高齢者等介護者手当の支給状況

	H30年度	R1年度	R2年度
受給者数(人)	146	137	91
支給総額(千円)	4,975	4,410	1,565

※令和2年度欄は、令和2年7月分までの支給実績

今後の方向性

地域包括ケアシステムを構築する上で、在宅介護は欠くことのできない重要な要素でもあることから、引き続き、手当を支給することで、介護者の支援に努めます。

②安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布

現状と課題

高齢者が急病となった際、現場に駆け付けた救急隊員が迅速かつ適切な救命活動を行えるよう、高齢者に対し安心・安全情報キット*¹及び安心・安全カード*²を無料で配布しています。

いずれも民生委員の全面協力のもと、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や、いわゆる日中独居世帯*³のうち希望者にも配布することで、救命の現場で活用されています。

心身の状況や緊急連絡先などの情報は、定期的に更新していく必要があります。

- ※1 服用薬などの医療情報や緊急時の連絡先などを記入しておくための用紙と、それを封入しておくための加工済みペットボトルを一組にしたキット
- ※2 外出先においてもキットと同様の効果を得られる、持ち運びの容易なカード
- ※3 同居家族が仕事等で不在となることで、高齢者が日中、事実上のひとり暮らし状態となること

■安心・安全情報キット及び安心・安全カードの配布状況

	実 績
H30 年度	ねたきり及び認知症の高齢者のほか、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、日中独居世帯への配布及び更新
R1 年度	同上
R2 年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、個別に対応

今後の方向性

民生委員を通じて、引き続き、新規対象者への配布を継続するとともに、配布済みの方に対する継続支援として、情報更新の呼びかけと更新作業の補助に努め、緊急時に確実に機能するよう努めます。

③乳酸飲料等の配達による安否確認

現状と課題

ひとり暮らし高齢者等に対し、原則手渡しで、乳酸飲料等を週2回、無料で配達することにより、対象者の安否確認を行うとともに、その健康保持を図っていきます。また、他者との接触や会話をする機会の少ない高齢者に対しては、有効なサービスでもあります。

今後は、対象者の増加が見込まれますが、制度の目的である安否確認を継続していく必要があります。

■乳酸飲料等配達サービスの実施状況

(人)

	H30年度	R1年度	R2年度
利用者数	431	413	413

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

対象者要件の再検討及び適正な受益者負担の導入など、サービス内容の見直しを行い、真に必要な方に対応する制度となるよう努めます。

④寝具の乾燥及び丸洗いの実施

現状と課題

要介護4又は5の認定を受けてから、3ヵ月以上継続した者、又は75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、その保健衛生の向上を図るため、寝具の乾燥及び丸洗いを年4回、実施しています。乾燥及び丸洗いに要する費用については、それぞれ所得に応じた負担額が設定されております。

利用者の大半をひとり暮らし高齢者が占めていますが、新規利用者は少ない状況にあります。

■寝具の乾燥及び丸洗いの実施状況

(人)

	H30年度	R1年度	R2年度
利用者数	15	12	9

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

利用希望者も少ないことから、サービス自体の必要性を検討するとともに、いきいき元気サポーター制度による生活支援への移行についても検討します。

⑤日常生活用具の給付

現状と課題

寝たきり及びひとり暮らし高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るため、電磁調理器及び自動消火器の給付することにより、火災防止、或いは火災になる前の初期消火に対応していますが、新規の利用者は極めて少ない状況にあります。

■日常生活用具の給付状況

(台)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
電磁調理器	1	1	0
自動消火器	0	2	0

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

火災自体を防止するためには、初期消火に対応するための自動消火器ではなく、ガスを使用しない電磁調理器（IH）への利用を促進するとともに、自動消火器の廃止に向けた検討を行います。

⑥福祉電話の貸与

現状と課題

福祉電話は、低所得のひとり暮らし高齢者（生活保護法による被保護者）に対し、その孤独感の解消と安否確認に資するため、電話回線の貸与を行っていますが、日常生活の環境の変化などから、利用者は極めて少ない状況が続いています。

■福祉電話の貸与状況

(台)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
福祉電話（回線）	6	6	6

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

日常生活の環境の変化により、電話以外にも連絡手段は様々となっており、利用希望者も少ないことから、サービス自体の必要性を考え、廃止に向けた検討を行います。

⑦緊急通報装置の給付

現状と課題

在宅のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者等に日常生活上の不安等を軽減及び生活の安全確保を図るため、緊急通報装置の給付を行っています。

日常生活の多様化から対象者の見直しを図る必要があります。

■緊急通報装置の給付

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
利用者数 (人)	404	389	395
新規登録者数 (人)	54	42	20

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

近年、緊急通報と合わせてセンサーによる見守りサービスなども普及していることから、安否確認などと一体的に提供できるサービスについて検討するとともに、対象者要件や受益者負担などについても検討を行い、持続可能な制度としていけるよう努めます。

⑧要援護高齢者等の一時保護

現状と課題

多様化する高齢者虐待に対応するため、従前のねたきり老人等短期入所制度を改め、養護者の虐待により、高齢者が一時的な保護を必要とする場合などに、これを施設に委託し要援護高齢者や介護者の福祉の向上を図っています。

虐待事案には、迅速かつ的確な対応が求められることから、分離など一時保護が必要と判断した場合、引き続き本制度に基づき速やかに要援護高齢者の安全確保を図ります。

■一時保護の委託状況

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
利用件数	1	2	0

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

主に虐待防止の目的を果たすために現行制度の適切な運用に努めます。

⑨訪問介護サービス利用者負担額の助成

現状と課題

介護保険法による訪問介護サービスを利用している低所得者に対し、当該サービスに要する利用者負担額の2分の1を助成することで、その経済的負担を軽減しています。令和2年度より定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を助成の対象サービスに追加しました。

■訪問介護サービス利用者負担額の助成状況

(人)

	H30年度	R1年度	R2年度
助成人数(延人数)	74	80	42

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

今後の方向性

今後も助成を継続することで、低所得者の経済的負担の軽減を図ります。また助成対象者や助成対象サービスについて他市町村の状況等を参考に再検討を行い、持続可能かつ、さらに低所得者の経済的負担を軽減していけるよう努めます。

⑩いきいき・元気サポーターによる生活支援（社会福祉協議会）

現状と課題

いきいき・元気サポーターは、高齢者等の日常生活に生じる困り事に対し、自身のできる範囲で手を差し伸べ、様々な支援を行います。近年デマンドタクシー等の普及により買い物や病院の付き添い等長時間にわたる支援が減少し、家事援助等簡単な困り事に対する支援が増加傾向にあります。

また、令和元年度は、利用登録者を精査した結果、大幅減となりました。そのため、今後、新規の利用登録者の確保のために広報等による周知や新たなサポーター確保のための研修の実施について工夫していく必要があり、利用登録者がより気軽に支援を受けられるよう、いきいき・元気サポート制度全体の充実を図る必要があります。

今後の方向性

新たな利用登録者を確保するため、説明会の実施やサポーターの活動内容を検討し、より活動しやすい環境を検討する等、現状の見直しを図りながら、住民主体のサービスとして、利用実績増を目指します。

■いきいき・元気サポート制度の利用登録者数と目標

(人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用登録者数	272	191	189	200	220	240

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑪車いすの貸出し（社会福祉協議会）

要介護・要支援の認定を受けた高齢者のうち、要支援1、要支援2または要介護1の方に対し、車いすを6か月間、無料で貸し出しています（ただし、消毒料・メンテナンス料として自己負担金が別途必要）。

引き続き、無料での貸出しを実施していきます。

■車いす貸出しの実績と見込み

(件)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
貸出し件数	54	41	13	50	60	70

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑫福祉車両の貸出し

日常的に車いすを利用している高齢者等に対し、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸出しを無料（燃料費のみ実費負担）で行っています。運転手を確保することが難しい場合は、運転を行うボランティアの派遣も行っています。

貸出しを継続することで、引き続き、移動の支援に努めます。

■福祉車両貸出しの実績と見込み

(件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
貸出し件数	142	170	53	160	170	180

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

⑬訪問理美容サービスの実施（社会福祉協議会）

介護保険法による要介護認定を受けた高齢者のうち、要介護3から要介護5の方に対し、理容師または美容師が居宅を訪問し、調髪などのサービスを提供しています。

サービス利用券（2,500円分）の額を超えた分は自己負担となります。募金の配分金を原資とした事業であるため、実施時期を毎年10月1日から翌年3月末日までの6か月間に限定しています。

引き続き、サービスを実施していきます。

■訪問理美容サービスの実績と見込み

(人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数	9	14	0	20	25	30

※令和2年度欄は、令和2年8月末日現在

